

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

| | |
|--|-----|
| 規則 | 二二七 |
| ○福島ロボットテストフィールド条例の施行期日を定める規則 | 二二七 |
| ○福島ロボットテストフィールド条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 | 二二七 |
| 告示 | 二二六 |
| ○生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 | 二二六 |
| ○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 | 二二六 |
| ○生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件 | 二二六 |
| ○生活保護法による指定医療機関が指定を辞退した件 | 二二六 |
| ○生活保護法により指定を受けた施術者の住所を変更した旨届出があった件 | 二二六 |
| ○地籍調査の成果について認証した件三件 | 二二九 |
| ○土地改良区の定款の変更を認可した件 | 二二九 |
| ○保安林の指定を解除する件 | 二二九 |
| 公告 | 二四〇 |
| ○県営土地改良事業の工事が完了した件 | 二四〇 |
| ○落札者を決定した件 | 二四〇 |
| ○随意契約の相手方を決定した件 | 二四〇 |
| 福島県教育委員会 | 二四四 |
| ○福島県指定重要文化財として指定する件 | 二四四 |
| ○福島県指定重要有形民俗文化財として指定する件 | 二四四 |
| ○福島県指定重要無形民俗文化財として指定する件 | 二四四 |

規 則

福島ロボットテストフィールド条例の施行期日を定める規則及び福島ロボットテストフィールド条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成三十一年四月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

福島県規則第四十二号

福島ロボットテストフィールド条例の施行期日を定める規則

福島ロボットテストフィールド条例（平成三十年福島県条例第六十三号。ただし、第三条第一項第二号及び第六号に限る。）の施行期日は、平成三十一年四月二十六日とする。

（産業創出課ロボット産業推進室）

福島県規則第四十三号

福島ロボットテストフィールド条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

福島ロボットテストフィールド条例の一部を改正する条例（平成三十年福島県条例第九十号。ただし、第一条及び第二条に限る。）の施行期日は、平成三十一年四月二十六日とする。

（産業創出課ロボット産業推進室）

告 示

福島県告示第三百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十一年四月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

| 名 | 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|---------------|---|---------------------------|------------|
| 会津若松市夜間急病センター | | 会津若松市山鹿町一―三二 | 平成三十二年一月一日 |
| アイランド薬局北真舟店 | | 白河市北真舟二五番地二 パークシテイ一〇四ビル一階 | 同 年四月一日 |

| | | |
|-------------|-----------------|----------------|
| 薬局 マミー調剤 | 須賀川市森宿字横見根一三十八六 | 同 年三 月一日 |
| ウイン調剤薬局南相馬店 | 南相馬市原町区上町三丁目二二一 | 同 日 |

(社会福祉課)

福島県告示第百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成三十一年四月十九日

福島県知事 内堀雅雄

| 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|-----------|---------------------|-------------|
| 高山歯科医院 | 白河市新白河三一一〇二 | 平成三〇年一〇月三二日 |
| こくぶ薬局大町店 | 会津若松市大町一四一四〇 | 平成三二年一月三十一日 |
| 有限会社ふたば薬局 | 双葉郡富岡町大字本岡字本町二七一 | 平成三〇年二月三十一日 |
| きよはし調剤薬局 | 双葉郡浪江町大字幾世橋字来福寺西七一四 | 平成三二年二月二十八日 |

(社会福祉課)

福島県告示第百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。

平成三十一年四月十九日

福島県知事 内堀雅雄

| 名 称 | 所 在 地 | 休止年月日 |
|---------|-----------------|-------------|
| 渡辺小児科医院 | 喜多方市字沢ノ免七三三三一一二 | 平成三〇年二月三十一日 |

(社会福祉課)

福島県告示第百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関は当該指定を辞退した。

平成三十一年四月十九日

福島県知事 内堀雅雄

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指定 辞 退 年 月 日 |
|-----------------------|---------------------|--------------|---------------------|--------------|
| 医療法人正生会しもごう訪問看護ステーション | 南会津郡下郷町大字塩生字下夕原一三二七 | 医療法人正生会 佐藤医院 | 南会津郡下郷町大字塩生字下夕原一三二七 | 平成三二年三月三十一日 |

(社会福祉課)

福島県告示第百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成三十一年四月十九日

福島県知事 内堀雅雄

| 氏 名 | 住 所 | 施 術 所 名 | 施 術 所 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-----|-----|---------|---------------|-----------|
|-----|-----|---------|---------------|-----------|

| | | | | |
|-------|------------------|----------------|------------------|----------------|
| 紺野 美香 | 二本松市戸沢 字道長内二〇 | げんじろう芳 賀接骨院 | 郡山市芳賀三丁目 一―二六 | 平成三十二年三 月一日 |
|-------|------------------|----------------|------------------|----------------|

(社会福祉課)

福島県告示第百二十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の施術者から当該施術者の住所を変更した旨届出があった。

平成三十一年四月十九日

福島県知事 内堀雅雄

| 氏名 | 住所 | |
|-------|-----------------------|-------------|
| | 変更前 | 変更後 |
| 薄上 崇之 | 耶麻郡西会津町野沢字原町乙 二二二二 | 会津若松市表町一―三〇 |

(社会福祉課)

福島県告示第百二十九号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、南会津町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成三十一年四月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称
南会津町
- 二 成果の名称
南会津郡南会津町大字小野島、鴉巢の一部の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第百三十号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、塙町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成三十一年四月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称
塙町
- 二 成果の名称
東白川郡塙町大字湯岐の一部、大字木野反の一部の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第百三十一号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、会津若松市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成三十一年四月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称
会津若松市
- 二 成果の名称
会津若松市花春町の一部の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第百三十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、福島市土地改良区から平成三十一年三月二十九日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月十一日認可した。

平成三十一年四月十九日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県告示第百三十三号

森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十一年四月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除に係る保安林の所在場所
いわき市平下神谷字釜ノ台二七の四(次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的
潮害の防備
 - 三 解除の理由
指定理由の消滅
- (「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

公 告

公告第七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の三第三項の規定により、
隈戸川地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地防災事業（ため池等整
備事業（用排水施設整備工事））の工事は、平成三十一年一月十一日完了したので公
告する。

平成三十一年四月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄
（農村計画課）

公告第73号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成31年 4月19日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
福島県全戸配布広報誌 予定数量 3,840,000部
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成31年 4月3日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社阿部紙工 福島県福島市庄野字柿場1番地の11
- 5 落札金額
1部あたり7.30円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成31年 2月19日

（入札用度課）

公告第74号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成 31年 4 月 19日

福 島 県 知 事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 免許証カード基体（IC） 予定数量 380箱
 - (2) インクリボンカセット（IC） 予定数量 174箱
 - (3) 経歴証明書用カード基体 予定数量 19箱
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年3月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
 - (3) 1の(3)に掲げる物品等 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
- 5 随意契約に係る契約金額
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 1箱当たり458,100円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 1箱当たり140,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
 - (3) 1の(3)に掲げる物品等 1箱当たり150,600円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

（入札用度課）

福 島 県 教 育 委 員 会

福 島 県 教 育 委 員 会 告 示 第 二 号

福 島 県 文 化 財 保 護 条 例（昭 和 四 十 五 年 福 島 県 条 例 第 四 十 三 号）第 四 条 第 一 項 の 規 定 に
よ り、福 島 県 指 定 重 要 文 化 財 と し て、次 の と お り 指 定 す る。
平 成 三 十 一 年 四 月 十 九 日

彫刻の部

福 島 県 教 育 委 員 会

| | | | | |
|----------|-----|------------------|-------------------|-------------------|
| 名 称 | 員 数 | 所 有 者 | 所 有 者 の 住 所 | 所 在 の 場 所 |
| 木造釈迦如来坐像 | 一 軀 | 宗 教 法 人 大 統 寺 | 白 河 市 馬 町 二 六 番 地 | 白 河 市 馬 町 二 六 番 地 |

（文化財課）

福 島 県 教 育 委 員 会 告 示 第 三 号

福 島 県 文 化 財 保 護 条 例（昭 和 四 十 五 年 福 島 県 条 例 第 四 十 三 号）第 十 八 条 第 一 項 の 規 定 に
よ り、福 島 県 指 定 重 要 有 形 民 俗 文 化 財 と し て、次 の と お り 指 定 す る。
平 成 三 十 一 年 四 月 十 九 日

福 島 県 教 育 委 員 会

| | | | | |
|----------|------------|-------|--------------------------|--------------------------------|
| 名 称 | 員 数 | 所 有 者 | 所 有 者 の 住 所 | 所 在 の 場 所 |
| 旧広瀬座芝居用具 | 四 七 〇 点 | 福 島 市 | 福 島 市 五 老 内 町 三 番 一 号 | 福 島 市 蓬 萊 町 三 丁 目 一 二 番 一 号 |

（文化財課）

福 島 県 教 育 委 員 会 告 示 第 四 号

福 島 県 文 化 財 保 護 条 例（昭 和 四 十 五 年 福 島 県 条 例 第 四 十 三 号）第 十 八 条 第 一 項 の 規 定 に
よ り、福 島 県 指 定 重 要 無 形 民 俗 文 化 財 と し て、次 の と お り 指 定 す る。
平 成 三 十 一 年 四 月 十 九 日

福 島 県 教 育 委 員 会

| | | |
|-----|-----------|---------|
| 名 称 | 所 在 の 場 所 | 保 護 団 体 |
|-----|-----------|---------|

大倉の太々神楽

田村市船引町大倉字上台

大倉神社

大倉太々神楽保存会

(文化財課)